

第23回教育委員会（定）

開会日時 令和5年 11月 30日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時44分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	伊 東 龍一郎
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。それでは、ただいまから、令和5年第23回の教育委員会を開催いたします。本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いいたします。本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせします。

○議事

日程第一 議案第55号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 それでは議事に入ります。初めに、日程第一 議案第55号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしく願いいたします。

議案第55号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

内容といたしましては、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給割合、こちらが変更になりましたので、規定整理をするという内容となっております。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 それでは、私の方から簡潔にご説明いたします。

今般、人事委員会勧告が出されまして、給与等の処遇改善が行われました。給与が上がる中で、そちらの基本的な部分については条例改正によって対応されるものなのですが、そのうちの勤勉手当に関しましては、こちらの規則、新旧対照表4条の本文のところにもあるのですが、条例第30条第2項の「教育委員会規則で定める支給割合」とありますが、勤勉手当の算出の方法が、条例では成績に応じて規則で定める割合を乗じたものが加算されていくという構造になっている関係で、その規則で定める支給割合というところの部分を変更しないと今回の人事委員会勧告の給与改定の部分が完遂しませんので、そのような形で、少し細かい理由ですが、規則の改正が必要となるというところでございます。

基本的には、こちらにありますように、割合が、改正案、新旧のとおり改正されまして、人事院勧告の0.1月分の特別給の増加という部分が完遂するという

形になってございます。そのための規則改正でございます。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
これは勤勉手当ということで、通常の月額給とは違うわけですね。

教育総務課長 そうですね。ボーナス部分の改正、給与もそうですが、基本、条例によるのですが、こちらの勤勉手当の部分は、勤務成績等の形等もある関係で、少し細かく、計算式といいますか、支給額の決定の形がございまして。それが一部規則に投げられておる関係で、この規則で定める部分のところも改正を入れないと、条例だけでは0.1月分の勤勉手当の上昇ということが完成しないので改正するという構造になっております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。日程第一 議案第55号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に移ります。「意見の聴取について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総-2」をご覧ください。

法律第29条に基づきます意見の聴取なのですが、今回、いとまがなかった関係で、教育長が臨時に代理処理をしまして、区長原案に同意いたしました。そのことを事後的に報告するというものでございます。

今回、同意しました案件は3件ございます。

データでいきますと、2/35ページに行っていただきますと、こちらに3つございます。

1つが、東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例。

2つ目が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

3つ目が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

こちらの3つでございます。

まず、1つ目の条例ですが、11/35まで進んでいただけますでしょうか。
こちらに中身の概要がございます。こちらで簡潔にご説明いたします。

まず、改正の理由なのですが、令和5年10月11日に、特別区人事委員会から、一般職員の月例給につきまして、公民較差3,722円、0.98%になります、こちらを解消するため、全ての級及び号給について月例給を引き上げて、特別給についても、年間の支給月数を0.10月、引上げ率で言いますと2.19%、引き上げるよう勧告がございました。

現在の区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに議員の給料月額及び報酬月額は、平成7年に改正されまして、現在まで据え置かれております。

一方、期末手当につきましては、特別区人事委員会勧告における一般職員の特別給の支給月数の増減額に準じて改正を行ってきております。

また、非常勤行政委員の報酬月額につきましては、平成25年度から据え置かれております。

今般、特別職等の給料月額等及び期末手当の支給月数並びに非常勤行政委員の報酬月額につきまして、令和5年11月14日に開催されました特別職報酬等審議会に諮問したところ、特別職等の給料月額等及び非常勤行政委員の報酬月額につきましては、一般職員の改定率を参考に、行政職6級の平均改定率であります0.36%の引き上げ、期末手当の支給月数については0.10月引き上げることが妥当であるとの答申を受けました。

つきましては、特別職等の給料月額等及び非常勤行政委員の報酬月額については、一律で0.36%引き上げまして、特別職等の期末手当の支給月数については、現行の3.60月から0.10月引き上げて、3.70月に改正するということでございます。

改正の中身につきましては、その下の項番3のところに一覧がございます。

(1)のところから始まりまして、(2)の部分に全体の数字が記載されておりますので、説明は割愛します。

これらを令和5年4月1日に遡って適用して改正を行っていくというものが中身でございます。

2つ目と3つ目は、会計年度と幼稚園教育職員の話につきましては、こちらもおめくりいただきまして、23/35ページから、また概要が始まりますが、こちらでも簡潔に申し上げます。

こちらは会計年度の任用職員と幼稚園教育職員の給与に関しまして、人事院勧告に基づいて改正を行うというものでございます。

まず2番の改正内容のところ、箱がありまして、1つ目の箱のところ、月給、給料表の改定なのですが、勧告に基づきまして、幼稚園の教育職員、先生方の給料と、あと会計年度の職員の給料表が変わるところで、中身については給与表が非常に複雑ですので数字は申し上げないのですが、1つ特別なところとしては、会計年度任用職員、こちらにつきましては、従来は、職員と同じ形では改定が行われませんでした。

簡単に申し上げますと、職員は、今回のような昇給のようなことがありますと、

4月1日に遡って直ちに適用されるのですが、会計年度任用職員については、翌年度の4月からそれが反映されるということになっておりました。

今般、その辺りが職員と同じように直ちに反映されるということに変わりました。より処遇の改善が進むということで行います。これが1つ、今回の大きな違いでございます。

あとは、その下、24/35ページの方に行っていただきまして、改正の中身、数字についてはこちらに細かく記載をしておりますが、先ほど冒頭で申し上げましたように、給料月額が平均0.98%、階層によって違いますが、上がるということと、特別給、ボーナスが0.1月分上がるということ、これを支給月、6月、12月にうまく配分する形で、4月1日から遡って適用する形で改善が行われますという中身になってございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

そのような内容のものを臨時代理で合意をいたしました。

そして、この議案について昨日、本会議もありましたので、可決までされております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 すみません、質問です。「総-2」の1ページのところで、3番に決定日のところの日付が入っていないのですが。

教育総務課長 申し訳ございません。臨時代理をして、決定をした日が11月22日になります。

教 育 長 よろしいでしょうか。その他、ございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

1. いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 それでは、「配-1」の資料をご覧くださいと思います。

いたばし魅力ある学校づくり審議会の審議状況についてでございます。

こちら令和4年の4月から始まりまして、早10回の審議会が実施されてございます。

諮問事項として検討いただきたい事項は、4にございます、こちら検討を終え

まして、現在は中間のまとめを作成いたしまして、追加修正すべき視点、文言の確認等を行っていただいております。

中間のまとめとして精度を上げている途中ではございますが、一定程度まとまってまいりましたので、ご報告いたします。

3 / 37 ページ以降が中間のまとめという形になります。

まず、5 / 37 ページ I 答申の策定についてというところでは、これまでの取組と、今回の諮問に至った背景、また、次のページ、6 / 37 ページでは、今回の審議会や答申の位置付けなどを図でお示ししております。

次のページに参ります。

7 / 37 ページの II 諮問事項と本審議会の基本的な考え方では、こちら諮問事項等をお示ししております。

次のページ、8 / 37 ページの第3段落目でございますが、学校の規模や配置の適正を図ることは子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を図るための重要な要件と認定しつつも、こちらのページの最終段落にありますように、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と充実に取り組んでおり、望ましい学校規模から外れたことが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できないというふうに明示しているところでございます。

また、続きまして、10 / 37 ページからの III 板橋区立学校の適正規模及び適正配置については、区内人口の推移、児童・生徒数の推移と、今後の学校規模の見通しを示しております。

13 / 37 ページに行ってくださいまして、図5というものがございます。

こちらによりますと、この直近10年間を見ても、児童数は増加傾向にあったものの、今後は児童数が減少してまいります。また、大規模集合住宅の建設により児童数が増加し、学級数が増えていく地域もございます。

16 / 37、17 / 37 ページになりますが、現在と10年後の学校規模を地図上でお示ししております。

こちら令和5年現在と、次のページ、17 / 37 ページが10年後、令和15年度の推計の際の学校の規模という形で図にお示ししております。

また、次の18 / 37 ページ、図12では地域別の状況をお示ししております。

こちらは学級数の推計でございますが、こちらの図12にございまして、例えばまちづくりが進んでおります板橋エリアの小中学校については、今後、学級数が増える見込みであるというふうになってございます。

また、次に行ってくださいまして、19 / 37 ページの(4)学級規模についての部分では、35人学級編制導入により、学級規模、1学級当たりの児童が減少している状況をお示しているところでございます。

こちら、表1にございまして、令和4年度、令和5年度の違いとして、令和5年度、4年生から35人学級編制が始まりましたので、1学級当たりの人数がこのような形で2.4人減っているというところでお示ししております。

また、次の20/37ページからは、通学区域の変更履歴、また、統廃合の履歴をお示ししてございます。

23/37、24/37からは、学校の規模によるメリット、デメリットを表を用いてお示ししてございます。

ここまでお示しをさせていただいた上で、25/37が今回の核となる部分でございます。

こちらで本審議会の教育上望ましい学校規模についてまとめてございます。

こちら、2段落目の「まず始めに」という部分で、まず学校の規模の部分でございますが、法令では小中学校とも、12から18学級が標準とされており、区においても該当外規模の学校が半数以上となっている点、また、中学校の15学級と18学級を比較しますと、学級数が3学級増に対して、教員定数は5名増となり、学級数に比べて多くの教員が配置されることから、メリットがある、そのような点から、望ましい学校規模を小学校、中学校とも、12から18学級とお示ししてございます。

また、次の26/37ページ、3段落目をご覧くださいませでしょうか。

こちらにありますとおり、1学級当たりの人数に関して言及してございます。

平成24年答申で示した学級規模をおおむね実現しており、様々な支援人材や授業の工夫で個別最適な学びを保障している点、また、区独自の少人数編成は困難であるとの点から、1学級当たりの人数については明記しないとしてございます。

こちらのページの表4にございますとおり、平成24年答申との比較を表でお示ししてございますので、併せてご覧いただければと思います。

また、27/37ページの方ですね、3以降では、適正規模・適正配置実現に当たって検討すべき事項をお示ししてございます。

まず、通学区域変更を、このページの①通学区域に当たりましては、今まで優先順位が横並びであった様々な要因を、次ページの表のとおり、基本とするものと配慮するものに整理いたしております。

また、地域協議に当たりましては、iCSの活用や、早期の情報提供の必要性、また、次のページ、小中一貫型学校については、役割を明確にし、考慮すべき内容を整理してございます。

31/37ページのIV新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備については、新しい視点からの検討というふうに言及してございます。

新たな視点といたしまして、ICT環境のさらなる活用、また、32/37ページの冒頭にあるように、学校全体が学びの場所であるという認識の中で、当事者の声を取り入れながら、施設内容について議論を深める必要性、また、施設更新の際は、多機能化や複合化、限られた面積の中での高層化という選択肢について示してございます。

34/37ページ、特別支援教育についても触れてございます。

こちら経緯と現状、個別最適な学びとインクルーシブ教育の視点から検討すべき事項をまとめ、次のページでは、表7といたしまして、特別支援教育の現状を

表でまとめてございます。

最後、35/37ページ、V適正規模・適正配置に向けた取組では、小規模化対応、大規模化対応に当たっての具体的な取組をまとめ、結びとしているものでございます。

雑駁ではございますが、「配-1」につきましては、説明は以上となります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

読めば分かると思うのですが、改めて中学校の学級規模を12から18学級とした理由、それから、1学級当たりの人数について明示しないことについて、理由を、再度、述べていただけますか。

学校配置調整担当課長 平成24年答申から、今回の答申で変更した部分、26/37ページ、表4にまとめさせていただいているところでもございます。

今回、変更にあたりまして、まず、学級の規模を変更した理由でございますが、法令で小中とも12から18学級が標準とされている、また、区においても、小中とも12から18の学校が半数以上となっている。

そして、今まで中学校の望ましい規模は12から15学級としておりましたが、この15学級と18学級を比較いたしますと、学級数が3学級増に対して、教員定数が5名増えるというところで、学級数としてはプラス3ですが、教員定数としてはプラス5というところで、学校運営上、メリットがある、そのような点から、望ましい学校規模を、小中とも12から18というふうに整理したものでございます。

併せまして、1学級当たりの人数という部分でございます。こちらについてはまず、小学校について35人学級編制の導入で、平成24年で言われました1学級当たりの人数、小学校は20から30人、中学校は30から35人という形で言われておりましたが、そちらについては、おおむね35人学級編制によって実現されているという点。

また、様々な支援人材ですね。学びの点では、学力向上専門員や学校生活支援員、また、学校運営ではスクールサポートスタッフなど、様々な事前の配置で、授業の工夫、円滑な学校運営、そして、個別最適な学びを保障している点、そして、最後に、区独自で仮に少人数学級編制を実現しようとする点、今はなかなか人材不足という状況もございます。また、当然、区独自で予算編成をする必要がある、また、区独自で教員を採用するというふうになった場合の教員のキャリアプランを描く難しさといったような点からも、区独自での少人数編成は困難である、そのような点から、1学級当たりの人数は明記しないというふうにしたものでございます。

教 育 長 ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

2. 第11回いたばし自由研究作品展表彰者の決定について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告2に移ります。報告2「第11回いたばし自由研究作品展表彰者の決定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いいいたします。資料の方は「生-1」をご覧ください。

第11回いたばし自由研究作品展表彰者の決定についてでございます。

今年度の応募総数につきましては、127作品でございます。一次審査を通過いたしました上位15作品につきましては、外部審査員を迎えて二次審査の方を行ったところでございます。

厳正な審査の結果、このたび受賞の方が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

1、事業名は記載のとおりでございます。

2、募集の期間でございますが、令和5年9月12日から9月30日まで。

3、応募作品数につきましては、小学生122、中学生5作品という形でございます。

4、一次審査につきましては、教育科学館職員の審査によりまして、15作品を決定したものでございます。

5、一般の展示でございます。二次審査進出作品を、10月27日から12月10日まで、教育科学館で展示をしているところでございます。

6、二次審査でございます。

令和5年11月2日に、記載のと通りの審査員の方で行ったところでございます。

審査員につきましては、昨年度と変更の方はございません。

7、受賞者でございます。受賞者につきましては、次のページをご覧ください。小さくなってございまして、恐縮でございますが、こちらの方をご覧ください。ければと思います。

また、1ページ目に戻っていただきまして、8、表彰式につきましては、令和5年12月10日、日曜日を予定してございます。

9、受賞作品の展示につきましては、令和6年1月15日から1月19日まで、区役所の1階のところで展示をする予定となっております。

雑駁ですが、説明の方は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 今年度も審査をさせていただきましたが、今年度は入賞した作品が昨年研究したものをさらに深めるという研究が多かったように感じました。

そして、お子さんの学年が上がったこともあります。その研究の内容がさら

に深く進んでいって、年間を通して研究に取り組んでいることが感じられました。

あと、それぞれご家庭での関わり合い方も、子どもの自主性を損なわないという点で、上手に関わっていらっしゃるところが印象に残りました。

ぜひ、この作品を色々な方に見ていただいて、子どもたちが研究に取り組みたくなるように展示を工夫していただいて、広めていただければと思います。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

青 木 委 員 すみません。作品の応募総数について、これも既に議論されているところだと思いますが、中学生が少ないということで、今、世の中は理系人材の育成という形で、そういう方向を向いている中で、中学になると、このようないわゆる自由研究というか、サイエンティストと言われる、いわゆる理系の方に興味・関心を持つ生徒さんがすごく少なくなっているのかどうかというのが気になるものですから、この辺の状況というのを分かる範囲でいいので、今の現状を教えていただければと思います。いかがでしょうか。

指 導 室 長 一時は、理科離れとかというようなことが言われた時代も昔はありましたが、最近色々と、今、STEAM教育的なところも、いろいろ力を入れているところでございますし、総合的な学習の時間を核にして、探求的な学習を進めるという意味では、そのような理系、文系ということではなく、特にそのような科学的な見方であったり、そのような思考であったりというのは学校も意識しているところではありますので、そのような意味では、あまり、特段何か理系的なところという、突出して何かということではないのですけれど、そこはあまり分けずにトータルでということはある現状かなというふうにも思います。

青 木 委 員 その中での傾向だという見方ですかね。

指 導 室 長 そうですね。

青 木 委 員 これは理系を教える先生がもう少し努力をしないといけない証なのかなと思ったりしたものですから。

指 導 室 長 教科担任制等も、交換授業も含めた教科担任制も敷いているところでして、本区、教科担任は今のところは1校なのですが、来年度もまたこれが少し拡充する方向で動いているところがありまして、理科の中学校の免許、資格を持つ者が異動しまして、小学校で教科担任として理科を教えるとかというようなところも、少しずつそういうところを広げて、教科の専門性ということも含めて、小学校においても、そのようなところの実験であったり、そのような見方であったり、考え方であったりということを広げていくような形では進めてはいるところです。

青木委員 ありがとうございます。すみません。どうも気になっているのが、小学校のときはこういう実験とか観察って、好きな子がとても多いのですけれど、中学、高校でどんどん少なくなっていくというお話が、何でだろうといつも議論しているところでありまして、分からないところとかあれば、努力をしなきゃいけないだろうなと思って聞いてみました。ありがとうございます。

教育長 中学校の応募の作品数は減っているのですか。

生涯学習課長 中学生につきましては、若干ですが、増えている形です。小学生も若干増えている形。去年121作品でございましたので、少しずつ増えているというような状況でございます。

教育長 中学生はどのようなのですか。

生涯学習課長 中学生も若干増えている状況でございます。

教育長 5作品でありながらも増えているということは、相当今までの出品が少なかったということになりますかね。

生涯学習課長 はい。今回、中学校の校長先生も含めまして、図書館等のコンクールも含めまして、新しい紹介冊子も作らせていただいて、募集の方をかせさせていただいたところがございますけど、まだ力及ばずといったところがございます。

青木委員 5作品は学校推薦ということですから、その辺は努力していただいていると言える。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 「朝読書実施アンケート」の結果報告

(図－1・中央図書館)

教育長 では、報告の3に移ります。「朝読書実施アンケート」の結果報告について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 「図－1」の資料に基づきましてご説明いたします。

「朝読書実施アンケート」の結果報告でございます。

1、目的でございます。

「板橋区子ども読書活動推進計画2025」において、不読率の減少を目標に掲げており、具体的な取組の1つとして、区立小・中学校全校、全学年、全クラスで朝読書を実施することとしています。

現状把握と改善策の検討を図り、今後の子どもの読書活動推進に活用するために、このアンケートを実施させていただきました。

2でございます。アンケートの概要でございます。

令和5年9月に依頼して、回答期間を1か月程度設けております。

回答数は、小学校で330件、中学校で86件、学校の教員による回答をいただいております。

3、アンケート集計結果でございます。

別紙1、別紙2と、後のページの方に続いておりますが、ここでは主な概要についてご説明させていただければと思っております。

4、アンケート結果の主な概要でございます。

(1) 朝読書の実施状況について。

こちら小学校は実施している学校が74.2%、中学校は実施している学校は85.9%、100%ではないものの、多くの学校で実施しているというところがございます。

(2) 実施時間でございます。

実施している学校のみお答えいただいております。

小学校は10分間と15分間というところ、この2つを合わせると90%近くがこの時間帯でということで実行しております。

中学校については、10分間が74%、15分間が23%。こちらもほぼこの時間帯で実施しているという形になります。

(3) 実施回数でございます。

小学校につきましては、週1回実施しているというところが54.4%、中学校においては、一番多かったのは週3回以上実施しているというところで、こちらは93.1%、ほぼほぼ週3回以上実施しているというお答えがありました。

一方で、(4)に移りまして、実施していない理由でございます。

小学校につきましては、「時間がない」という回答が60%以上でございました。中学校におきましては、「時間がない」という回答が38.5%、「必要性を感じない」というところが約30%ございました。

実施していないもののうちの6割、また、38%、30%といったところなので、数字としては少ないのですが、このようなことが考えられます。いずれにしても、朝は登校時間や他の取組などがあって、特にコロナだと消毒であったりとかというところもあったので、忙しいという回答がございました。

実施時間を朝に限定せずに、時間帯を工夫することも検討してはどうかという、「朝読書」という言葉自体を検討する必要があるのかなという回答がございました。

(5) 学校図書館の活用状況でございます。

こちらのアンケートを実施させていただくときに、ご意見をいただいたところ、回答を募集するようにいたしました。そちらにつきまして、別紙をもってご説明をさせていただければと思います。

ページを送っていただきまして、5/11ページになります。

9、小学校の回答の詳細になります。

学校図書館の活用状況についてというところで、授業、朝読書で学校図書館を活用していますよ、学校図書館に行っていますよというところ。こちらは67.4%。また、授業、朝読書で学校図書館の資料を使っています、こちらは、52.9%。あとは自主学习等において積極的な利用の指導をしているというところが21.3%でございました。

こちら小学校については半数以上が何らかの形でご利用しているのかなというふうな回答をいただいております。

次に、8/11ページに移ります。

こちらは中学校からの回答の詳細でございます。

9/11ページの9、学校図書館の活用状況についてでございます。

中学校になりますと、授業、朝読書で学校図書館を活用しているという、場所の利用の割合が19.4%に下がります。

授業、朝読書で学校図書館の資料を活用しているというところは41.9%、自主学习において積極的な利用の指導をしているというところが35.5%、なので図書室を使っているという回答よりは、その資料を自主的に使ってほしいという形の指導というところが多くなっているのかなという回答をいただきました。

こちらの朝読書の実施のアンケート内容を、今後、板橋区子ども読書活動推進計画中間の報告や策定のし直しなどがありますので、こちらの方を検討し、よりよい読書活動の推進に努めていく所存でございます。

ご説明は以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

根本的な、基本的なところなわけですが、「朝読書実施アンケート」を何のために取るかという、各区内の小・中学校が朝読書を行っているかどうか、あるいはそのメリットやデメリットについてということで取るのですが、アンケートの取り方について、回答数が小学校330件、中学校86件ということは、これは全部の小学校や中学校が答えているというわけではないわけですね。

中央図書館長 可能性としてはございます。ただ、例えば担当の教員の方々がそれぞれ答えていただいている学校もございまして、主任教諭のような方がまとめて答えているというケースもございまして、ほとんどの学校からは回答いただいているような形です。

教 育 長 これはとても数目よりも大事なことで、要は全ての学校が答えているかどうか

ということが大事なのではないかと思うのですが。

中央図書館長 すみません。手元にデータがございませんので、今後、確認してまたお知らせをさせていただければと思います。

教 育 長 そうしないと、割合も、やっている学校の先生がたくさん答えたらということ考えたときに、目的と手段が合っていないのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

中央図書館長 そうですね。まず全校で回答がそろっているかというところが、まず1つだと思います。

確かに実施している割合が多ければ多いほど、肯定的な、前向きな意見が多く出てくるというのは、そのとおりかなと思いますので、数字の出し方をもう一度確認するようにいたします。

教 育 長 これ、もしこういうことをオープンにする場合には、妥当性や信頼性に欠けるというところがあるのではないかなと思うので、アンケート自体はそれほど大きなものではないと思いますので、改めてやり直すということもあるのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

中央図書館長 こちらのアンケート自体は毎年のようにやっているものでございますので、改めて取る場合には、また再度、お諮りしたいかなとは思ってはおります。

まずは、今回、出した結果の内容を、もう一度、信頼に足るデータの出し方をしているかというところを確認させていただければと思います。

青 木 委 員 教育長がおっしゃるとおりだと思います。妥当性というところが少し足りないと思います。

教 育 長 この目的を読むと、子ども読書活動推進計画は具体的な取組の1つで、区内の小・中学校全校、全学年、全クラスで朝読書を実施することにしていきますという、これを調べるためですよね。

中央図書館長 はい。

教 育 長 そこのところを、もう一度再考していただいて、いい形で出していただければなというふうに思います。

中央図書館長 かしこまりました。

教 育 長 その他、いかがでしょうか。

野田委員　ご説明ありがとうございます。私も教育長がおっしゃる通り、このデータの提示方法について再考をお願いいたします。以前の委員会で朝読書に関する報告をいただきましたが、図書館の利用頻度がコロナ禍で低下していたものの、最近ではさまざまな規制が緩和され、利用頻度が回復しているように思います。また、学校図書室の利用に関しても、以前にコロナ禍の影響で訪れる機会が少なくなったとの話がありましたが、同様に利用が増えているかどうかについても今後のアンケート実施時に検討していただくと幸いです。こうした質問を通じて、実際に朝読書を行っている子供たちの意識の変化や、学校が朝読書や読書習慣をどのように取り組んでいるかが把握できると考えます。今後の検討をお願いします。

中央図書館長　分かりました。ありがとうございます。区立図書館の活動状況について、次年度以降も継続して取って、比較ができるようにしたいと思います。

教育長　その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○報告事項

4. 蓮根図書館及び氷川図書館の臨時休館について

(図－2・中央図書館)

教育長　では、報告4に移ります。「蓮根図書館及び氷川図書館の臨時休館について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長　「図－2」に基づいてご説明をいたします。

蓮根図書館及び氷川図書館の臨時休館についてご報告させていただきます。

1、蓮根図書館でございます。

休館期間、令和6年1月15日から1月26日まで、およそ2週間、休館期間とさせていただきます。

もともと1月21日から26日につきましては、館内整理日として休館にしてあったものでございますが、電気設備工事、いわゆる配電盤などの工事が実施されるため、その期間を少し長く取らせていただくものでございます。

2でございます。氷川図書館でございます。

こちらも休館期間、令和6年2月5日から2月16日まで休館期間とさせていただきます。

こちらも、もともと2月5日から2月10日までが特別整理期間としていたものでございますが、こちらは照明の設備工事、LED化が入りますので、そちらの工事をさせていただくために長目に期間を取らせていただいております。

蓮根図書館及び氷川図書館の臨時休館については以上でございます。

別件なのですが、現状起きているもので報告させていただきたいのですが、小

茂根図書館が、現在、空調が止まっておりまして、これから、冬に向かって工事をするところではあるのですが、部品の調達が難しく、1か月ほどかかるということでございます。

小茂根図書館だけ、今、空調が効いていない状況で、最近は暖かいので問題はないのですが、寒くなった場合には、ブランケットであったり、送風機であったりとかというところで対応させていただくよう調整をしているところでございます。

報告については以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時 44分 閉会